

教育方針の 具体的施策

—教育委員会事務局—

開かれた教育行政の推進

教育基本法の定めにより、津山市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「津山市教育振興基本計画」を策定します。

機構改革により教育委員会事務局が2部制となったことから、事務局内の総合調整機能の充実を図ります。

開かれた教育委員会を目指して、事務事業の点検・評価を実施し、結果を公表するとともに、積極的な広報・公聴活動に取り組みます。

学校の情報化を推進し、教員の指導力向上や事務体制の効率化等に取り組みます。

基本的な施策

- ◇津山市教育振興基本計画の策定
- ◇開かれた教育行政の推進
- ◇広報・公聴活動の充実
- ◇教育委員会事務局内の総合調整機能の充実
- ◇学校情報環境の整備・充実

(1) 津山市教育振興基本計画の策定

今後、本市が目指す教育や平成24年度からの5年間に取り組む施策の基本的方向を示すため、「津山市教育振興基本計画」を策定します。

(2) 開かれた教育行政の推進

教育行政を推進していくために、市長部局や関係団体と積極的に連携しながら、地域住民の要望や意向を施策に反映させていく体制をつくります。

「平成22年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書」を作成し、その結果を公表しながら、次年度以降の施策にいかしていくことで、教育委員会の活性化に向けた取組を進めます。

(3) 広報・公聴活動の充実

学校や地域を計画的に視察して、要望や意向を聴取するとともに、教育委員会の活動が目に見えるような取組を行います。

広報誌「津山市教育委員会だより(つやま市教委かわら版)」を津山市のホームページ上で公開し、教育活動の状況や教育委員会の施策の周知に努めます。

(4) 教育委員会事務局内の総合調整機能の充実

機構改革により学校教育部と生涯学習部の2部制となったことから、教育委員会事務局内の総合調整機能の充実を図り、円滑な事務の執行に努めます。

(5) 学校情報環境の整備・充実

校内LAN等の整備に加え、教員一人に1台のパソコン配置を目標に、学校の情報環境の充実を図るとともに、「学校・家庭・地域」の3者の連携のため、学校から家庭・地域に向けて情報発信が可能となるような情報システムの整備に努めます。

また、新たな学校間ネットワーク構築により、全小中学校での統一したセキュリティ環境の充実と「学校電子情報セキュリティポリシー」(※4)により、学校で所有する個人情報等の管理を徹底し、漏洩防止に努めます。

(※4)「学校電子情報セキュリティポリシー」

学校のネットワークや情報機器等の利用及び電子情報の管理について、情報の目的外使用や外部からの侵入、情報漏えい等を防止するための情報セキュリティに関する基本方針を定めたもの。

安全・安心な教育環境の整備

子どもたちが、安全・安心な空間で学び生活できるよう耐震化工事の着実な実施と、よりよい教育環境の中で学ぶことができるよう老朽化した施設・設備を改修して、教育環境の整備を図ります。

基本的な施策

- ◇学校施設の耐震化・老朽化施設改修の推進
- ◇学校施設の整備による安全・安心の確保

(1) 学校施設の耐震化・老朽化施設改修の推進

平成21年5月に策定した「耐震化推進の基本方針」に基づき、耐震性能の低い施設の耐震化を計画的に進めていきます。

工事の工法や期間、工事中の児童生徒の安全確保対策などについて、学識経験者を混えた「津山市立小中学校耐震化推進会議」を随時開催して多角的に検討を加え、効果的な施設の耐震化を進めます。あわせて老朽化した施設の大規模改修を進め、よりよい教育環境の整備に努めます。

(2) 学校施設の整備による安全・安心の確保

施設・設備の点検を計画的に実施し、安全管理に努めます。

日常的な集中管理方式による校務員の点検により、施設の経年劣化などによる不良箇所の早期発見に努めます。また、放送、消防、電気設備、合併浄化槽など学校生活を支える基本的な機能を再点検し、計画的な改修を行います。

「生きる力」を育てる授業づくり、学校づくり

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を基盤とした「自立した一人の人間として、たくましく生きる力」を身につけた児童生徒が育つよう、教育内容の充実と、教員の指導力の向上を図ります。また、学校・家庭・地域が一体となって教育環境を整えるとともに、地域に積極的に情報発信できる開かれた学校づくりを推進します。

そして、「ふるさとを愛し 心豊かに たくましく 未来を拓く つやまっ子」の育成をめざします。

基本的な施策

- ◇ 落ち着いた学習環境づくりの推進
- ◇ 学力向上へ向けての授業改善の推進と教育内容の充実
- ◇ 体験活動を重視した教育と郷土学習の充実
- ◇ 心の教育の推進と道德教育・人権教育の充実
- ◇ 生徒指導の充実と規範意識の醸成
- ◇ 特別支援教育の推進と充実
- ◇ 体力づくりの推進と健康教育の充実及び安全確保
- ◇ 学校の活性化と開かれた学校づくりの推進
- ◇ 幼稚園における保育活動の充実と小学校との連携

—— 学力向上に向けて「げんぼプロジェクト」に取り組みます！ ——**(1) 落ち着いた学習環境づくりの推進**

保護者と教職員との信頼関係に基づく安心して信頼される学校を目指し、落ち着いた学習環境づくりを推進します。

「学級安心サポート事業」として、今年度新たに、市費の非常勤講師を配置し、少人数指導体制により、学習規律、学習習慣の確立や発達障害傾向の児童生徒へのきめ細かな教育指導を充実し、落ち着いた学習環境の整備とともに、学力の向上に努めます。

(2) 学力向上へ向けての授業改善の推進と教育内容の充実

本年度から小学校で、新学習指導要領が完全実施になることを踏まえ、言語活動の充実を核に、「分かる」「楽しい」授業づくりを目指します。習熟度別少人数指導などの個に応じたきめ細かな指導の推進や、「考える力」を伸長する指導法の研究などの授業改善に努めるとともに、教職員の意識改革を一層図りま

す。

そのためにも、全国学力・学習状況調査検証委員会からの報告にある「つやまっ子の学びを高める“3つの提案と重点的な6つの取組”」や「津山市リーディングスクールから見えた取組」を活かしていきます。

本年度も、全国や県の学力・学習状況調査を活用して、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析し、教育の結果を検証し、改善を図ります。特に、家庭学習の充実に向け、『げんぼくんの家庭学習』に取り組みます。

教員の資質・指導力向上のために、より一層各校の校内研究の充実を図ります。そのため、各種研修会の開催や指定校研究を活かした研究推進リーダーの育成を行います。また、津山市学校教育研究センターの活性化を図り、授業研究を中心とした研究活動を充実します。

現代的教育課題に対応するため、ICT（情報通信技術）を活用した情報教育の充実、外国語指導助手（ALT）の小中学校への派遣による外国語活動の充実、小中連携の研究推進などを行います。

特に、小学校では、本年度から新学習指導要領が完全実施され、外国語活動が本格的に導入されることを踏まえ、ALTの活用や中学校英語教師との連携にも積極的に取り組みます。

また、小中連携を高校へ拡大し小中高連携とし、学力向上に向けた取組を進めます。

（３）体験活動を重視した教育と郷土学習の充実

社会性や豊かな人間関係を育むため、「My Townつやま活用事業」や「職場体験学習」等の体験を重視した教育を推進します。

また、津山洋学資料館や郷土博物館など地元教育関係施設の活用や、地域の自然や産業・文化についての学びを通して、郷土に対する理解を深め、「笑顔あふれる ふるさと津山」の実現を担う子どもの育成に努めます。

（４）心の教育の推進と道德教育・人権教育の充実

「津山っ子育成アピール」の趣旨を活かし、学校・家庭・地域が連携して心の教育をより一層推進します。

また、家庭・地域に向けて、「あいさつ運動」「60・15キャンペーン」「チャレンジ・ハッピーデー」などの啓発運動を広く展開し、児童生徒の豊かな心の育成に努めます。

学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うよう、道德教育の充実を図ります。

さらに、基本的人権尊重の精神が正しく身につくよう、児童生徒の発達に応じて、各教科等で計画的に人権教育を推進し、人権に関する知識理解を深め、豊かな人権感覚の育成に努めます。

そして、定期的な点検やアンケート調査の実施などにより、いじめの早期発見・早期対応に努め、いじめは絶対に許さないという取組を進めます。

また、近年インターネットや携帯電話を利用した人権侵害が課題となっており、情報教育を進める中でインターネットや携帯電話の利用に際してのルールやマナー等に関する指導の充実に努めます。

(5) 生徒指導の充実と規範意識の醸成

各校における生徒指導体制を確立するとともに、小中学校間のきめ細かな連携を一層推進し、問題行動を未然に防止する積極的な生徒指導の充実と規範意識の醸成に努めます。

不登校、問題行動、学級の荒れ等の課題に対しては、スクールカウンセラー、スクールサポーター等の相談員を配置するとともに、「訪問カウンセリング」「学級サポートチームの派遣」「生徒指導巡回員の配置」等を充実拡大し、総合的な解決に向けて取り組みます。

また、適応指導教室「ポポロつやま」、教育相談センター「鶴山塾」や健全育成団体の関係機関等との連携を強化し、学校の教育活動の積極的な支援に努めます。

(6) 特別支援教育の推進と充実

就学前から義務教育卒業後までの発達段階に応じ、全市的に系統的な特別支援教育体制の整備に努めます。

また、「リーダー養成講座」を継続実施し、特別支援教育の中心的役割を担う教員を養成します。さらに、特別支援教育コーディネーターを中心に、中学校区ごとに連絡会等を開催し、情報交換や研修を行います。

通常の学級においても特別支援教育の視点を取り入れた授業への改善を進めるため、学校の要請に応じて巡回相談員を派遣し、教職員に助言を行ったり、専門家や関係機関との連携を図りながら、特別支援教育の推進に努めます。

一方、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の支援のため、小中学校にスクールヘルパーを配置し、教育活動の充実を図ります。

(7) 体力づくりの推進と健康教育の充実及び安全確保

児童生徒の体力づくり推進のために、新体力テスト等の結果もふまえ、体育の授業やスポーツ活動の活性化を図ります。また、授業や特別活動での健康教育の充実に努めます。

平成24年度からの中学校武道必修化に向け、引き続き指導力向上のための講習会の開催や、授業充実のため外部指導者の派遣等を進めていきます。

児童生徒が安全安心な学校生活を過ごせるよう、「つやま学校園安心安全メールシステム」を円滑に運用し、各校での防犯教室開催や安全ボランティアと連携した防犯活動の推進、地域安全マップの作成など、安全確保の取組を推進します。

（８）学校の活性化と開かれた学校づくりの推進

副校長・主幹教諭・指導教諭という新たな職の導入に伴い、校内の組織体制の一層の見直しと充実を図り、学校組織の活性化、機能化に努めます。

また、「スクールサポートセンター」事業をさらに推進し、教員の子どもと向き合う時間の確保や学校事務の効率化を図ります。

地域・保護者の声を教育に反映させるために、学校評価を実施するとともに、学校ホームページ等により、学校の取組を積極的に保護者、地域に発信するとともに、様々な教育活動に地域の人材を活用する等、開かれた学校づくりを推進します。

（９）幼稚園における保育活動の充実と小学校との連携

「生きる力」の基礎を培うため、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して、協同する体験を重ねたり、規範意識の芽生えを培ったりしながら、一人ひとりに応じた総合的な指導を行います。

また、発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園と小学校との円滑な接続が図られるよう努めます。

笑顔あふれるおいしい給食・食べる力をはぐくむ食教育

児童生徒が楽しくおいしい学校給食を通して、食についての正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、心身ともに健康でたくましく育ち、明るく活動的に学校生活を送ることができるよう、学校給食を充実させ、積極的に食に関する教育・指導を推進します。

基本的な施策

- ◇ よりよい学校給食づくりのための整備計画策定
- ◇ 安全で安心なおいしい学校給食の提供
- ◇ 食べる力を身につけるための食育の推進
- ◇ 健全な給食運営の推進

(1) よりよい学校給食づくりのための整備計画策定

学校給食を実施していく上で、老朽化した施設を衛生管理基準に基づき合理的に整備していく方向性や運営上の課題などを分析・整理し、よりよい学校給食づくりを進めるための施設整備計画を作成します。

- ①学校給食施設等整備検討委員会を開催し、学校給食における課題を検証します。
- ②学校給食を効率的に運営し将来的な施設整備の方向性を示した、学校給食施設等整備計画を策定します。

(2) 安全で安心なおいしい学校給食の提供

安全で安心な食材や地場産物を積極的に取り入れながら、魅力ある献立づくりを進めるとともに、給食施設の整備や関係者の研修に努め、「安全で安心なおいしい給食の提供」を目指します。

- ①栄養バランスのとれた献立を基本に、日本の食文化や郷土料理の継承を図りながら、児童・生徒に安全でおいしい給食を提供します。
- ②食物アレルギーのある子どもたちに、給食時間を楽しく過ごせる体制の充実を図ります。
- ③食材の安全性確保からも、地場産食材の活用拡大を図り、地産地消に取り組めます。

(3) 食べる力を身につけるための食育の推進

学校給食を生きた教材として積極的に活用するなど、学校教育活動全体を

通して食に関する指導の充実を図るとともに、家庭、地域と連携した取組に努め、「食べる力を身につけるための食育の推進」を目指します。

- ①基本的生活習慣を身につけるため、「60・15キャンペーン」を粘り強く進めます。
- ②児童生徒が健康の保持増進のため、「何をどう食べればよいのか自ら判断できる能力」＝「食べる力」を身につけるよう、学校給食を家庭と学校の共通の教材として活用し、望ましい食習慣の形成に努めます。
- ③家庭、地域と連携し、和食の良さを見直し、地元食材を活用した季節感のある行事食や伝統料理など食文化の継承・啓発に努めます。
- ④学校における食指導を充実させるため、推進体制の充実に努めます。
- ⑤児童生徒の環境保全教育の一環として、学校給食に関連した環境負荷の低減につながるさまざまな取組を進めます。

(4) 健全な給食運営の推進

学校給食費の未納問題解消に向けて積極的に取り組み、「健全な給食運営の推進」を図ります。

- ①学校給食費の未納解消に向けた取組を進めます。

学ぶ・活かす・創る 生涯学習が拓く キラめくまち津山

第3次津山市生涯学習推進計画（平成22～26年度）に基づき、だれもが主体的に生涯学習に取り組み、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるように、さらに学びの成果を地域の課題解決やまちづくりに活かす取組や人材の育成など、持続可能な社会・知の循環型社会を構築していきます。そして、計画の基本目標である豊かな人間性を育む生涯学習社会、ふるさと津山を愛する教育文化都市、未来を拓く共創・協働社会の実現を図ります。

また、学校・家庭・地域社会との相互連携、協力を深めることが肝要であり、青少年の真の自立と社会性を育てるとともに、心豊かで健やかに成長するための環境づくりと、青少年の健全育成を図ります。

基本的な施策

- ◇ 生涯学習活動の推進
- ◇ 公民館の整備と公民館活動の推進
- ◇ 学社連携・融合の推進
- ◇ 地域課題への取り組み強化
- ◇ 子育て・家庭教育支援や子ども読書活動、放課後子どもプランの推進
- ◇ 青少年健全育成の推進と相談・支援体制の充実

(1) 生涯学習活動の推進

平成22年度を初年度とする第3次津山市生涯学習推進計画に基づいた生涯学習の啓発、特色ある各種生涯学習事業、学習情報の提供などの事業を展開していきます。

- ①生涯学習推進懇談会等の推進組織の活性化や広報啓発活動を行います。
- ②生涯学習社会を支える人材の育成や生涯学習人材バンクの活用、生涯学習で学んだ成果を社会に活かせるような講座など、特色ある各種生涯学習事業に取り組みます。
- ③生涯学習グループが学習成果を発表し、交流と生涯学習の重要性を啓発する「つやま生涯学習まつり」や「公民館文化祭」などを開催します。
- ④学習情報を提供するため、学習情報誌「まなびい」の発行や、ホームページの充実を図ります。

(2) 公民館の整備と公民館活動の推進

住民が生涯学習によって教養を深め自己を高めると同時に、地域住民が交流し学び合う、まちづくりの拠点となる公民館を整備します。また、公民館運営審議会において、全市的な公民館の運営方針やあり方を論議し、公民館活動の一層の推進を図ります。

- ①久米公民館整備事業については、平成 24 年春の竣工を目指します。
- ②(仮称)津山東公民館については、早期整備に向けて取り組みます。
- ③公民館運営審議会の意見や、公民館活動推進協議会の支援を得て、公民館活動の推進を図ります。
- ④公民館の老朽箇所の修繕に努め、地域住民が安心・安全で利用のしやすい施設整備を進めます。
- ⑤地区公民館における受益者負担の導入について検討を行います。

(3) 学社連携・融合の推進

生涯学習で身に付けた経験や特技を、子どもたちや学校のために活かせる仕組みづくり、地域の教育力によって学校を支援する仕組みづくりを構築し、学社連携・融合の推進を図ります。

- ①学校支援ボランティア制度の広報、登録者の増加、登録者の研修・スキル向上を図ります。
- ②学校支援地域本部事業への取組を推進します。
- ③地域住民が学校への理解・協力を深めることができるような取組を行うとともに、学社連携・融合への理解を図ります。

(4) 地域課題への取り組み強化

地域の課題に対して、生涯学習の成果を積極的に活かしていく意識啓発や学習の機会拡大、地域づくりにつながる活用等の取り組みを進めます。

- ①地域の課題解決という目標を見通した学習と活動を公民館主催講座などで促すことにより、また公民館等を拠点とした地域づくり人材育成事業を通じて、住民の意欲を高めて、公民館等を住民と行政を結ぶ地域振興拠点として機能させます。
- ②地域住民のニーズを理解し、「生涯学習リクエスト大学」(※5)の講座メニューを充実させ、生涯学習機会の拡大と活用を図ります。

(※5)「生涯学習リクエスト大学」

津山市がおこなっている仕事の中で、市民の皆さんが聞きたい、知りたいことを市職員が講師となりお届けする講座。メニューは、自主防災講座、津山洋学、健康づくり、税の話、ごみ減量など市政の各分野にわたる 42 講座。

(5) 子育て・家庭教育支援や子ども読書活動、放課後子どもプランの推進

家庭、地域の教育力向上を図るため、学校教育部門、こども施策部門等と協力して支援に取り組みます。

- ①「つやまっ子家庭教育推進事業」への取り組みなど、PTA等と協力して家庭の教育力向上に向けた取り組みを行います。
- ②第2次津山市子ども読書活動推進計画に基づき、子ども読書活動の広報啓発、「つやまっ子読書プラン推進事業」などの各種事業の推進を行います。
- ③放課後子どもプランに基づいた事業を推進します。
- ④子ども会活動の活性化を図り、学校、家庭、地域の密接な連携を図ります。

(6) 青少年健全育成の推進と相談・支援体制の充実

青少年がいきいきと安心して安全に生活できる地域社会の構築と青少年の生きる力を育むため、学校・家庭・地域社会・行政がお互いに連携・協力しながら青少年の健全育成を推進します。また、青少年への相談・支援体制の充実に取り組みます。

- ①未来を拓いていく青少年を育成するため、関係機関と協力しながら、様々な体験ふれあい活動をすすめます。
- ②ふるさと津山を愛する親子育成支援事業に取り組みます。
- ③津山市年育成センターでは、津山っ子を守り育てる市民の会、津山市青少年育成指導委員、津山市連合町内会、津山少年サポートセンターなど青少年健全育成団体との連携強化を図り、青少年の健全育成に取り組みます。
- ④津山市教育相談センター鶴山塾では、子どもや保護者の悩みや相談に対して、学校・地域・関係機関との連携のもと、個々に応じた継続的な支援活動の充実を図ります。

地域社会の情報センター・学習拠点

図書館の生命といえる資料や情報の収集・整理・保存に努め、広く住民の利用に供する体制を整えます。また、新しい時代において果たすべき役割の重要性を十分認識し、住民の多様化・高度化する学習ニーズに応え得るサービスの提供を推進します。

基本的な施策

- ◇ 幅広い知識・情報の提供
- ◇ 学校図書館との連携と支援
- ◇ 地域支援サービスの充実
- ◇ 子育て支援の推進

(1) 幅広い知識・情報の提供

生涯学習の醸成に向け、住民の多様化・高度化する学習活動を支援するため、図書館資料及び情報の充実、地域の大学や高等専門学校を含む他の図書館との相互利用を図り、地域の情報拠点、学習拠点として住民に役立つ図書館サービスの向上に努めます。

(2) 学校図書館との連携と支援

各学校で実践されている読書活動の内容や使用する読書材とその手順、子どもたちの反応など読書への取組状況を学校図書館と連携しながら各校のニーズに応じた読書環境の充実と子どもたちの読書活動の推進を支援していきます。

(3) 地域支援サービスの充実

読書のための資料を求める人々に対応するだけでなく、教育、就職、健康、医療、社会福祉など地域社会における様々な課題に対し、必要な情報を提供し、一人ひとりが生涯にわたり学習することができ、その成果を適切にいかすことができるような豊かな地域社会の実現を図ります。

(4) 子育て支援の推進

図書館ボランティアと協働で、将来を担う子どもたちの豊かな成長を目指して、子どもの頃から親子で本に親しみ読書の楽しさのきっかけ作りや親の孤独感、不安感を軽減し、地域全体で読書活動を通じた子育て力の向上を図ります。

豊かな心の育成と活力ある郷土づくり

芸術文化活動の活性化を図るとともに、内外の優れた芸術文化に触れる機会を設け、市民が郷土に愛着と誇りを持ち、潤いのある生活の実現と新しい文化の創造を目指します。

地域に残る有形無形の文化遺産を調査研究し、その成果を積極的に公開します。また、貴重な文化財を後世に継承するため、建造物の修理や史跡の整備を積極的に進め、広く活用できる環境を整えます。

基本的な施策

- ◇ 芸術文化活動の推進
- ◇ 文化団体の支援と連携
- ◇ 文化ホールの活用と整備
- ◇ 津山郷土博物館の充実
- ◇ 津山洋学資料館の活用
- ◇ 史跡の保存整備及び公有化
- ◇ 指定文化財の保存と管理
- ◇ 文化財の調査研究と文化財指定
- ◇ 文化財収蔵・展示施設の運営・管理

(1) 芸術文化活動の推進

市民が自主的に創作活動を行う学習の場を拡充し、内外の優れた芸術文化に触れる機会を設けます。創作活動の支援と発表・鑑賞機会の提供として、継続事業である「西東三鬼賞」、「川柳大会」、「文化教室」、「文化のまちづくり事業」、「各文化センター自主事業」の充実と今秋開催される「第8回津山国際総合音楽祭」に取り組みます。

(2) 文化団体の支援と連携

津山市文化連盟などの芸術文化団体の支援や団体相互の連携と交流を促進し、芸術文化活動の活性化を図ります。また、(財)津山文化振興財団の活性化に努め、優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供や情報のネットワーク化、文化ホール間の連携を促進します。

(3) 文化ホールの活用と整備

津山文化センターなど、5つの公立文化ホールの管理運営について、より市民ニーズに対応したサービスの提供や効果的な施設運営、稼働率の向上につな

がるよう、指定管理者への指導と連携を進めます。また、老朽化した施設・設備の整備を行い、利用者の利便性と安全性の向上に努めます。

(4) 津山郷土博物館の充実

資料収集、調査、研究や民間資料の活用を積極的に進め、その成果を広く公開していくとともに、魅力ある特別展や講座の開催、美術展示コーナーの充実を図り、生涯学習機会の提供や学習活動の支援に努めます。

(5) 津山洋学資料館の活用

特色ある地域文化・貴重な歴史的文化遺産を活かした、生涯学習と郷土学習の場、また城東地区観光の中核施設として、関係各課と連携し教育機関、市民、団体などの利活用を図るとともに、「津山洋学」の全国発信・PRを行います。

(6) 史跡の保存整備及び公有化

史跡津山城跡の保存整備事業を継続するとともに、史跡美作国分寺跡の公有化を推進します。

(7) 指定文化財の保存と管理

国指定重要文化財総社宮、鶴山八幡宮、田熊の舞台、中山神社などの防災設備の保守点検を実施します。また、美和山古墳群や神楽尾城跡などの指定文化財の保存と管理に努めます。

(8) 文化財の調査研究と文化財指定

各種文化財の調査を実施し、重要なものは指定し保存を図ります。院庄構城跡や名勝旧津山藩別邸庭園（衆樂園）、史跡津山城跡など、遺跡の保存や整備事業のための発掘調査を行うとともに、各種開発事業に伴う文化財の保護に取り組みます。

(9) 文化財収蔵・展示施設の運営・管理

津山弥生の里文化財センター、加茂、勝北、久米の歴史民俗資料館などの管理運営を行います。

Have Fun(たのしく親しむ) つやまスポーツライフ

地域の方々が、いつでもどこでも気軽にスポーツ・武道に親しむことができるよう、生涯スポーツ活動を推進し体育施設の整備に取り組みます。また体育指導委員・体育協会・スポーツ少年団等の関係団体、学校との連携を図り、スポーツ・武道を通じた健全な人づくりと地域の創造を実現し、活力あふれるスポーツコミュニティ・津山を目指します。

基本的な施策

- ◇ スポーツ振興基本計画に基づく取組の推進
- ◇ スポーツ団体の育成とスポーツコミュニティの形成
- ◇ スポーツプログラムの提供
- ◇ スポーツ施設の整備充実
- ◇ 競技力の向上
- ◇ 指導者の育成
- ◇ 健康スポーツの推進
- ◇ 武道の振興

(1) スポーツ振興基本計画に基づく取組の推進

市民皆スポーツを目標に多くの市民にスポーツを紹介・普及し、生涯スポーツ社会の推進を図るため、スポーツ振興都市宣言の理念の実現を目指し、計画に基づく取組を引き続き推進します。(成人の週1回以上のスポーツに実施率＝50%を目指します。)

(2) スポーツ団体の育成とスポーツコミュニティの形成

体育協会の競技種目団体等の連携・協働を推進し、スポーツ団体の自立・活性化を支援します。これにより、市民のスポーツへの参加意欲を高めスポーツコミュニティの形成促進も一体的に実施できるように取り組みます。

(3) スポーツプログラムの提供

津山スポーツ振興財団・体育協会・スポーツ少年団等との協働により、スポーツ行事や児童から青壮年までの各種教室等の企画・提供実施を推進し、市民が自主的にスポーツに親しめる機会の奨励を図り、スポーツ・武道の活性化に努めます。また、大会やイベントを支える、スポーツボランティアの育成にも努めます。特に地域社会全体でスポーツを支えている、津山加茂郷フルマラソン全国大会の活性化や、Jリーグ(ファジアーノ岡山)のホームタウンとしてゲームの誘致に取り組みます。

(4) スポーツ施設の整備充実

スポーツ・武道の推進に不可欠な、安全・安心な体育施設の提供のために、津山市スポーツ振興審議会や体育協会等の関係団体の意見を踏まえ、施設の整備充実を図ります。特に後期実施計画において、計画的な施設整備のために平成23年度は後期実施計画に盛込む主要事業の選定に取り組みます。

(5) 競技力の向上

競技力の向上を維持発展するために、スポーツ少年団や体育協会等の関係機関との連携を図りジュニア期から成人に至るまでの選手の育成に努めます。また、津山スポーツ振興財団等と連携し、全国大会等に出場する地元優秀選手の支援や、指導者を顕彰し、地域スポーツと競技スポーツの両面から競技力の向上を図ります。

(6) 指導者の育成

体育協会・体育指導委員・津山スポーツ振興財団等の関係団体と協働し、講習会・研修会を開催し、ジュニア期のスポーツ技術・行事の企画などの指導者の養成・育成を図ります。また、平成24年度から中学校で必修となる武道授業にも役立つ指導者養成に取り組みます。

(7) 健康スポーツの推進

少子高齢社会とこどもの体力低下は大きな課題です。教育（学校体育）の現場から、生涯スポーツ（社会体育）の現場まで市民すべての心身の健康維持・増進が重要です。これまで以上に、関係部署との連携を図り、さまざまな取組を積極的に支援・推進します。特にグラスハウスにおける健康増進については、総合的な健康スポーツ実践の拠点施設と位置づけ取り組みます。

(8) 武道の振興

弓道場の完成や、平成24年度から中学校で必修となる武道授業の円滑な実施に向けて、引き続き関係団体を通じて武道の振興を図ります。

教育方針の 具体的施策

—補助執行を行う市長部局の部署—

心身を育てる幼児教育

すべてのこどもが、隔てのない愛情とやさしさがそそがれる環境のなかで、健康な心と体を育み、豊かな情操と賢さを見につけ、命と自然を尊び、自信をもって他者との信頼の中で生きられるように、幼児教育を進めます。

幼児一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、心身ともに健やかに成長できるよう、情操教育や体験学習など教育内容の充実と施設の整備に努めます。

基本的な施策

- ◇ 生きる力の基礎を培う保育活動の充実と小学校との連携
- ◇ 地域の子育て支援センターとして開かれた幼稚園づくりの推進
- ◇ 公立幼稚園将来計画に基づく取組の推進

（１）生きる力の基礎を培う保育活動の充実と小学校との連携

幼稚園は、「遊び」を大切にした教育を行っています。「遊び」を通した「学び」によって、小学校以降の学習の基盤をつくっているのです。

こどもは幼稚園で、自然とのふれあいなどのさまざまな体験活動をし、社会性の伸長を図り、人間関係づくりや思いやり、倫理観や感性、忍耐力など豊かな心と健康な体の育成に努めます。

（２）地域の子育て支援センターとして開かれた幼稚園づくりの推進

幼児期の子育ては、家庭や地域との連携が不可欠であり、保護者の育児相談に応じ、幼児の基本的生活習慣育成のために、家庭との連携を密にしながら保育を進めます。

また、幼稚園の機能や施設を地域の人々に開放し、未就園児との交流を行ったり、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報提供を行います。また、学校評価の実施と各園の取組を積極的に説明することにより、地域・保護者とのかかわりを一層進めるための開かれた幼稚園づくりを進めます。

（３）公立幼稚園将来計画に基づく取組の推進

平成22年3月策定の津山市公立幼稚園将来計画に基づき、公立幼稚園の適正配置・再編、公立幼稚園での預かり保育、障害児等の特別支援等の事業推進に取り組みます。

預かり保育については、平成23年4月から東、鶴山、加茂の3園で実施します。